

水質試験と簡易専用水道検査

当協会は、「水の総合検査機関」として生活環境に密接な関わりのある、水の安全を確保するため多岐にわたる事業を展開しています。水質検査は、水道事業者より依頼された原水（水道水の元となる河川水や地下水）、家庭や学校などで利用している上水（水道水）の検査を行っています。また、排水やプール水などの水質検査も行い、生活環境全体の安全確保をチェックしています。クリプトスポリジウムやO-157のように生命に危険を及ぼす微生物・細菌の水質検査には、健康管理機関である当協会の検査技術と精度管理が活かされています。また、簡易専用水道や小規模受水槽水道検査では、ビルやマンションなどに設置されている受水槽が衛生的に維持管理されているかを確認検査し、安心して飲める水を提供するお手伝いを行っています。

水 質 試 験

動 向

WHOは「飲料水水質委員会」を設置し、飲料水の水質ガイドラインの見直し作業を進めており、2003年には改定する予定である。これを受け厚生労働省は、水質調査の実施とこれを基にした亜硝酸性窒素やベンタゾン、カルボフランなどの農薬等の監視項目への追加を順次行ってきたが、ガイドライン改定後に現在の水質基準の全面的な見直しを行う予定となっている。

平成13年4月、厚生労働省は水道法の一部を改正し公布した。これは、昨年生活環境審議会の答申した、水道事業者における業務の第三者委託、専用水道規制対象の拡充、利用者への情報提供などを柱とするものであり、平成14年4月から施行される。

結 果

上水試験の実施数は、一般試験3,730件、精密試験399件、その他200件であった。このうち水質基準に適合していないものは113件（2.6%）であった。検査項目別では、色度、大腸菌群、鉄、一般細菌の不適合が多い。色度、鉄は給水管の劣化が原因と考えられる。細菌関係が不適合となった試料の大部分は、井戸水であった。基準値の10分の1を超える割合は昨年とほぼ同率であった。その他の水質検査では、クリプトスポリジウムが26件、レジオネラ属菌は18件を実施し、結果はすべて不検出であった。プール水衛生基準適合試験は30件を実施し、不適合は2件であった。

簡易専用水道検査

動 向

水道法の一部が改定され、平成14年4月施行となる。改正の内容のうち、建物内水道の総称として「貯水槽水道」を新たに定義し、水道事業者および当該貯水槽水道の設置者に対して、供給規程上の責任に関する事項を明確に定める等、管理の充実を図った。さらに今後、貯水槽水道利用者の安全・安心を確保するため、衛生行政の強化・充実を図ると共に、水道事業者および利用者が積極的に関与出来る体制づくりについて検討を進めていくことが決議された。

検査実施状況と結果

簡専水の検査対象数は4,301件（前年比131件増加）、検査実施数は3,745件（同98件増加）で実施率が87.1%（同0.4%減少）であった。実施状況を区別に見ると、実施率の最も高いのは緑区の91.8%、低いのは青葉区の80.5%であった。

検査結果は、管理A（良好）が2,923件（78.1%）、管理B（要改善）634件（16.9%）、管理C（速やかに改善）が188件（5.0%）であった。このうち管理Cは保健所通報となるが、その内容は水槽に開口部・隙間が認められた施設や、水槽の定期清掃が行われていない施設が多かった。

また、小規模受水槽水道は172件実施、前年度比9件の増加であった。検査の結果、管理Aが132件（76.7%）、管理Bが32件（18.6%）、管理Cが8件（4.7%）であった。

関係の集計表は169～171頁に掲載